

## 中古自動車購入、契約確認を

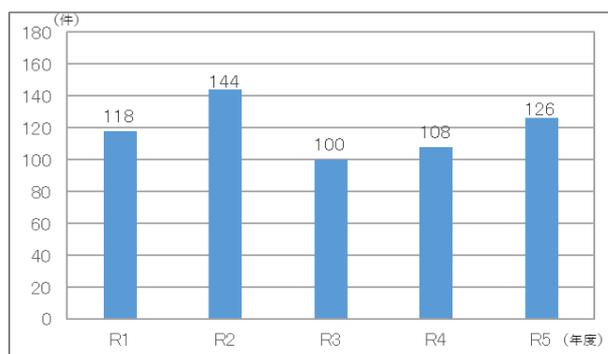
新生活にも慣れ、マイカーの購入をお考えの方の中には、納車が早くお値打ちに購入できる中古車を検討する方も多いのではないかと思います。しかし、一律に同じ商品ではない中古車の特性上、購入前に告げられた契約内容とは異なる内容や対応により生じるトラブルも多く散見されています。

▼店で特定の年式の中古車を購入したが、1年後、修理時に年式が異なっていることが判明した。納得できない。

▼「カーナビ付き」と広告表示のあった車を購入したのに、付属のカーナビは故障していて利用できず、販売店に苦情を伝えたが有償修理でしか対応できないといわれた。

▼購入した車が約束された納車日に整備の遅れを理由に納入されない。せめて代車を準備してほしいと求めたが断られた。

基本的には、納車期日のほか、車の特定事項や付属品等に契約内容と異なる対応があった場合の解決には、業者に対して債務不履行として履行を求め、それが不可能な場合は契約解除の話し合いを求めていくことになります。ただし、契約内容が口約束で告げられただけの合意では、後の話し合いの中で「言った」「言わない」の紛争となり解決が困難になりがちです。契約時には表示された内容が全て契約書に記載があることを十分に確認し、記載のない口約束の部分があれば、記載を求めながら曖昧な内容を確定させておきましょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた  
中古車関連に関する相談件数 (R5は2月末時点)

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00 (電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎ (局番なし) 188番 (いやや!)

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。